

志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について

1. 条例を改正する理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の公布に伴い、子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を通じて、男女共に仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、関係条例の一部改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

（1）超過勤務の免除の見直し

子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置として、職員が請求した場合の時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を、小学校就学前の子に拡大します。※現行は3歳未満の子

（2）介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化

職員の対象家族が介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、介護休業に関する制度、仕事と介護との両立に資する制度等を知らせるとともに、介護休業申出及び仕事と介護との両立に資する制度等の利用に係る申出に係る職員の意向を確認するための面談等の措置を講じるものとします。

（3）その他

上位法令の改正に伴い、法制執務上必要な整備を行います。

3. 改正による効果等

超過勤務の免除対象となる子の範囲が拡大されることで、より多くの職員が、育児のための超過勤務免除を請求することが可能となり、育児に充てる時間が確保されることで、育児に伴う負担軽減が期

待されます。

また、職員に対し、介護休業や介護のための短時間勤務制度等について周知を強化することで、制度の利用促進及び介護離職の防止につながります。

志摩市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年志摩市条例第41号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条 (略) 2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を</u>	(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第9条 (略) 2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、<u>並びに第2項</u>

養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者

____で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

____及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第19条の2第1項において「配偶者等」とい

う。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2・3 (略)

2・3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する
意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護
を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職
員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置
(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」と
いう。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援
制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」と
いう。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その
他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日
の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)に
おいて、前項に規定する事項を知らせなければならない。
(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円
滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなけ
ればならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に
関する措置

志摩市職員の育児休業等に関する条例(平成16年志摩市条例第42号)新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正後 (案)
(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	(部分休業の承認) 第20条 (略) 2 (略) 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項_の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

志摩市職員の定年の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例(令和4年志摩市条例第27号)新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正後 (案)
(志摩市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 附 則 第1条～第12条 (略) 第13条 (略) 2～6 (略) 7 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。	(志摩市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 附 則 第1条～第12条 (略) 第13条 (略) 2～6 (略) 7 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(次号において「暫定再任用職員」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

8～10 （略） 第14条 （略）	8～10 （略） 第14条 （略）
----------------------	----------------------